

第 4 4 号議案

新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の
事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

本町が両筑衛生施設組合に委託しているし尿終末処理事務の委託期間を延長することについて協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の
事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に
関する規約（平成２３年１０月１日）の一部を次のように変更することについて
両筑衛生施設組合と協議する。

新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の
事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託
に関する規約の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和７年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改める。

附 則

この規約は、協議成立の日から施行する。

新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の
事務の委託に関する規約新旧対照表（参考資料）

新	旧
附 則 1（略） （有効期間） 2 この規約の有効期間は、施行の日 から<u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u>までとす る。	附 則 1（略） （有効期間） 2 この規約の有効期間は、施行の日 から<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>までとす る。